

信託の受益者である 障がい者の方のための案内

信託とは？

信託とは、委託者、受託者、および受益者の3当事者の間の法的な関係です。委託者とは、信託口座を設定して財産を移転し、財産の受益者は誰か、財産の使い方もしくは管理の仕方などの指示を詳しく定めます。受託者は信託に移転された財産の管理・処理を行うために選任されます。受益者とは信託財産から様々な方法で利益を受けられる人です。

受託者は信託財産を信託文書に記載されている指示に従って管理することが義務付けられ、受益者の利益のためだけにその財産を使用しなければなりません。第三者は信託文書に特に記載がない限り信託財産から利益を受ける資格はありません。信託は遺言状(「遺言信託」)または信託者が準備した生存中に有効となる信託文書(「生前信託」)により設定することができます。

信託を設定する文書には各受益者に対する利益の性質と範囲を記載し、受託者の責任と権限を説明します。受託者の一般的な責任と権限は受託者法にも説明されています。

受託者は給付金をいつ支払うかについて、どのように判断しますか？

「非裁量」信託では、受益者宛てに一定の支払いを行うことを、受託者に義務付けています。

「裁量」信託では、受益者へ資金を支払うべきかどうかの判断を行う裁量権を、受託者に与えています。

受託者が裁量権を持っている場合、特定の受益者に給付金を支給するかどうかの判断を行うときに次の事柄を必ず考慮しなければなりません。

- 信託財産に関する特定の条件
- 受益者の現在の状況
- 受益者が何らかの影響を受ける可能性のある給付金をほかに受領しているかどうか
- 信託財産に給付金をまかなえる財政能力があるか
- 信託財産と受益者に所得税がかかる可能性があるかどうか
- 他の受益者に影響が出るかどうか

信託管理の重要な一般原則の一つに「公平義務の規則」というのがあります。これは受託者が信託財産のすべての受益者の権利と利益を検討し、公平に職務を行うことを義務付けているものです。信託文書によってはこの公平義務の規則を特に除外しているものもあります。

信託財産の受益者が障害給付金を受けている場合、その障害給付金には影響がありますか？

州障害給付金

信託財産からの給付もしくは、州の障害給付金を受ける影響については、州の方針と受託者が資金の支出の方法に裁量権を持っているかどうかによって異なります。信託が裁量に任されている場合、BC州の障がい者雇用・援助法に基づいた給付金は、州のガイドラインに沿っていれば通常影響は受けません。受託者が裁量権を持っていない場合、州障害給付金に影響がでる場合があります。障害給付金が特定の信託財産によって影響を受けるかどうかについて、受益者の方は最寄りの州管理事務所へお問い合わせください。

その他の障害給付金

他の障害給付金（連邦障害給付金、保険給付金、個人的な長期障害給付金など）の種類に関しては、受益者が信託財産から受けられるものに制約が設けられている場合があります。障害給付金を受ける可能性のある影響については、障害給付金の支払者または管理者へお問い合わせください。

受託者の守秘義務はどのようなものですか？

委託者の家族もしくは友人のために設立した個人信託において、受託者は信託財産があることと信託財産に関する情報があればそれを受益者以外の人たちとその法的代理人に開示する必要があります。受託者はカナダ歳入庁、BC州最高裁判所、もしくは公的後見人・受託者協会（PGT）などの機関に情報の開示を求められる場合があります。受託者は口座を開設するとき金融機関に何らかの情報を提供することや、貸し手などの第三者に、受託者が一定の取引を行う権限を持っていることを証明する必要があります。受託者が情報に基づいて判断を行えるように、各受益者に関するすべての情報を受託者へ開示することは重要なことです。

PGTについての詳細は、Webサイト www.trustee.bc.ca へアクセスしてください。または直接PGTへお問い合わせください。

お問い合わせ Public Guardian and Trustee

〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

Estate and Personal Trust Services

〔遺産・個人信託管理サービス〕

700–808 West Hastings Street
Vancouver, BC V6C 3L3

TEL **604 660 4444**
FAX **604 660 0964**
EMAIL **estates@trustee.bc.ca**

フリーダイヤル通話はService BCを通じて掛けられます。お住まいの地域の電話番号（下記をご覧ください）をダイヤルし、Public Guardian and Trustへつないでくれるよう依頼してください。

バンクーバー **604 660 2421**
ビクトリア **250 387 6121**
これ以外のBC州の地域 **1 800 663 7867**
EMAIL **mail@trustee.bc.ca**
WEBSITE **www.trustee.bc.ca**

PGT業務時間 月曜～金曜 8:30 amから4:30 pm。

注意事項

この出版物は障害をお持ちの方や介護をする方々からよく寄せられた質問に回答するために準備しました。これは一般的な内容で弁護士からの法的助言に代わるものではありません。法的アドバイスを求める場合は、カナダ弁護士協会弁護士照会サービス（電話604.687.3221またはローワーメインランド以外の地域の方はフリーダイヤル1.800.663.1919）へお問い合わせください。